

2-16-18

国王尚敬の、進貢のため都通事程允升等に付した符文

(雍正六《一七二八》、十一、十)

琉球国中山王尚(敬)、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国、世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次すること、欽遵して案に在り。査するに、雍正六年は乃ち進貢の期に当たれば、特に耳目官毛鴻基・正議大夫鄭秉彝・都通事程允升等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に二百員名を過ぎざるを率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第十四号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第十五号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝せんとす。

所抛の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に符文を給発し、以て通行に使ならしむべし。今、王府、礼字第十三号の半印勘合符文を給し、都通事程允升等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の験実^すに遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開す、京に赴く

正使耳目官一員	毛鴻基	人伴一十二名
副使正議大夫一員	鄭秉彝	人伴一十二名
都通事一員	程允升	人伴七名
在船都通事二員	^① 魏鵬 ^② 蔡用弼	人伴八名
在船使者四員	^③ 翁啓聖 ^④ 向克徳 ^⑤ 向世泰 ^⑥ 翁元鵬	人伴一十六名
存留通事一員	蔡文海 ^⑦	人伴六名
在船通事一員	金振 ^⑧	人伴四名
管船火長・直庫四名	^⑨ 毛承慶 ^⑩ 鄭秉和 ^⑪ 司得功 陳志広	

右の符文は都通事程允升等に付し、此れを准ず
雍正六年(一七二八)十一月初十日

注(1) 魏鵬 生没年不詳。久米村系魏氏五世(慶佐次家)。魏士哲(高嶺徳明)の三男。雍正六年の在船都通事(『家譜(二)』二五頁)。

(2) 蔡用弼 生没年不詳。久米村系蔡氏。湖城親雲上。『宝案』では乾隆五十八年の存留通事(卷一〇)、雍正六年の在船通事(卷一六)、乾隆七年の正議大夫(卷二五)、乾隆十九年の結状では紫金大夫(卷三六)、雍正七年十一月に記された第二集冒頭の「督抄宝案記」では長史として名がみえる。

(3) 翁啓聖 雍正六年の在船使者。

(4) 向克徳 雍正六年、十四年(卷二二)の在船使者。

(5) 向世泰 康熙六十年(卷一一)、雍正六年の在船使者。

(6) 翁元鵬 雍正六年の在船使者。

(7) 蔡文海 生没年不詳。久米村系蔡氏十一世(具志家)。高良里之

子親雲上。蔡応瑞の五子（『家譜（二）』三〇一頁）。「督抄宝案記」に筆帖式として名がみえ、『宝案』第二集の編集に参加したことがわかる。

(8) 金振 康熙二十九年（一六九〇）一七三三。久米村系金氏十一世（安波連家）。手登根里之子親雲上。雍正九年に都通事に陞る。康熙四十七年、進貢の管船火長（総官）となる。五十四年に読書習礼のため福建に赴く。雍正六年の進貢の在船通事。乾隆二年の慶賀の都通事として福建に赴き、翌年福建において病没し、福州下渡地方の墓に埋葬された（『家譜（二）』八〇頁）。

(9) 毛承慶 康熙四十〇乾隆三十二年（一七〇一）一七六七。久米村系毛氏五世（奥間家）。奥間里之子親雲上。乾隆三十年に中議大夫に陞る。雍正六年に進貢の管船火長として福建に赴いた後、十年に読書習礼のため再び福建に赴く。乾隆十二年に漏刻御番役となる（『家譜（二）』七三五頁）。

(10) 鄭秉和？乾隆三十一年（一七六六）。志堅原親雲上。乾隆二十年の接貢船の都通事だが、冊封使を迎える接封大使の到着が遅れたため、存留していた鄭秉和が署理接封大夫として実務にあたった（『家譜（二）』三一五頁、蔡功熙の譜）。『宝案』では雍正六年の管船火長、乾隆十九年の結状に長史（巻三六）、二十年の在船都通事（巻三七）、二十九年の進貢副使正議大夫（巻四八）として名がみえる。乾隆三十一年に福建で病没し、閩県の南関外張坑山に葬られた（巻五〇、『家譜（二）』一〇六頁、金文雄の譜）。

(11) 司得功 雍正六年の管船直庫。雍正二年・六年・十年・十一年、乾隆七年にも管船直庫を務めている。

2-16-19

国王尚敬の、進貢のため存留通事蔡文海等に付した執照（頭号船）（雍正六《一七二八》、十一、十）

琉球国中山王尚（敬）、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国、世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次すること、欽遵して案に在り。茲に雍正六年の貢期に当たれば、特に耳目官毛鴻基・正議大夫鄭秉彝・都通事程允升等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢共に二百員名を過ぎざるを率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第十四号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第十五号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。

所抛の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、礼字第十四号の半印勘合執照を給し、存留通事蔡文海等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す